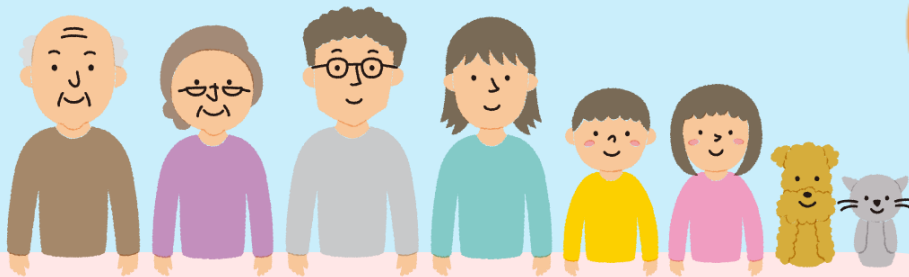


概要版



# 東かがわ市地域福祉計画 ～絆プラン～

第5期計画 令和7年度～令和11年度



みんなで支え合う  
「絆のまち」  
多様な主体がつながる  
地域づくり

令和7年3月  
東かがわ市



## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

このとき、自分のことを自分でする（自助）、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士が支え合う（互助）、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービスを利用する（共助）、生活保護など専門的な福祉サービスを利用する（公助）という、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、この「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の趣旨です。



## 計画の目的

本市では令和2年度から令和6年度までの5か年計画として、第4期東かがわ市地域福祉計画を進めてきましたが、計画の終了に伴い、新たな計画を策定することとなりました。

地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努め、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指します。

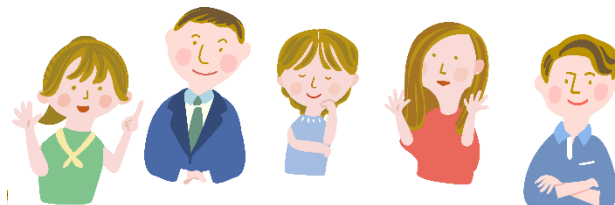
## 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、5年後に見直しを行います。なお、5年後の見直しの際には、東かがわ市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画と同時に見直しを行います。

# 基本理念と施策体系

本市に住むすべての市民が、お互いに支え合い、助け合って、一人ひとりの絆を深めながら、人権尊重の基本に立ち、市民がお互いを認め合い、誰もが住み慣れたまちで、その人らしく自立し心豊かに安心して暮らせる「絆のまち」を目指し、これを基本理念とします。

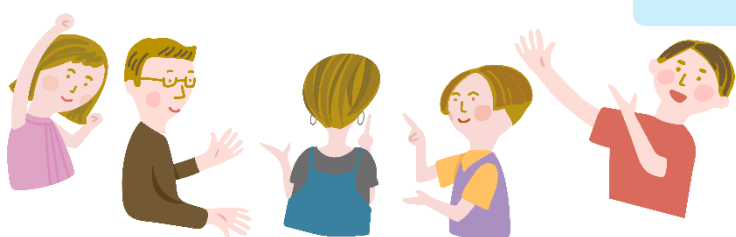
また、地域住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、地域住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



## 基本理念

「みんなで支え合う「絆のまち」  
多様な主体がつながる地域づくり」

## 施策体系



# 計画の推進について

## (1-1) 住民主体による地域を支える体制づくり

みんなで  
支え合い、  
助け合う  
体制づくり



### 住民主体の 活動への 提言

- ★あいさつや声かけ運動を推進しましょう。
- ★一人暮らし高齢者等が地域で孤立しないよう、近況を把握する機会づくりに努めましょう。
- ★自主的な見守り活動等を通じて、困っている人等を把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等へ相談しましょう。
- ★地域の子育てに関心を持ち、必要に応じて、関係機関への通報や相談を行いましょう。
- ★地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。

### 市や市社会 福祉協議会との 連携による地域 包括的な支援と 取り組み

- ★福祉ニーズを発見し、助け合い活動へつなげていくために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、ボランティアと協力し、地域の福祉ネットワーク化を進めます。
- ★地域コミュニティの活性化を支援します。
- ★地域の課題を地域の連携によって、解決方法を検討・協議していく地域住民が参加する住民座談会を定期的に開催します。
- ★課題を抱えている人の把握に取り組み、把握した情報を本人の同意の下に地域福祉活動関係者と共有し、共に支援します。

## (1-2) 顔の見える関係づくり

### 住民主体の 活動への 提言

- ★サロン活動等へ積極的に参加しましょう。
- ★隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図りましょう。
- ★交流機会や福祉に関するイベント等の情報を収集し、積極的に参加しましょう。
- ★放課後や長期休業中の子どもの遊び場や子守りの場所としても活用できるような取り組みを進めましょう。
- ★地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動等で、活発な世代間交流を行いましょう。



### 市や市社会 福祉協議会との 連携による地域 包括的な支援と 取り組み

- ★サロン活動等を通じて声かけの必要性を伝えます。
- ★子育て世代が公園に集い、楽しく安全・快適に憩えるよう、既設遊具の安全点検等、公園利用者の安全確保に努めます。
- ★認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など誰もが気軽に参加できる認知症カフェの取り組みを進めます。
- ★子どもの居場所が広がるように、子ども食堂を運営する団体などに対し、運営費の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図ります。

## (2-1) 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

### 2 地域福祉を 進める 意識づくり



#### 市民主体の 活動への 提言

- ★自分の地域の課題を把握し、「我が事」として受け止めることができるように心がけましょう。
- ★行政等が開催する福祉に関する講座や人権学習の場に積極的に参加しましょう。
- ★社会福祉協議会が行うボランティア学習会や交流活動等の体験教室に積極的に参加しましょう。
- ★障がい者用駐車スペースや公共交通機関の優先シートなど、特別な配慮が必要な人が利用できるよう、適正な利用をしましょう。

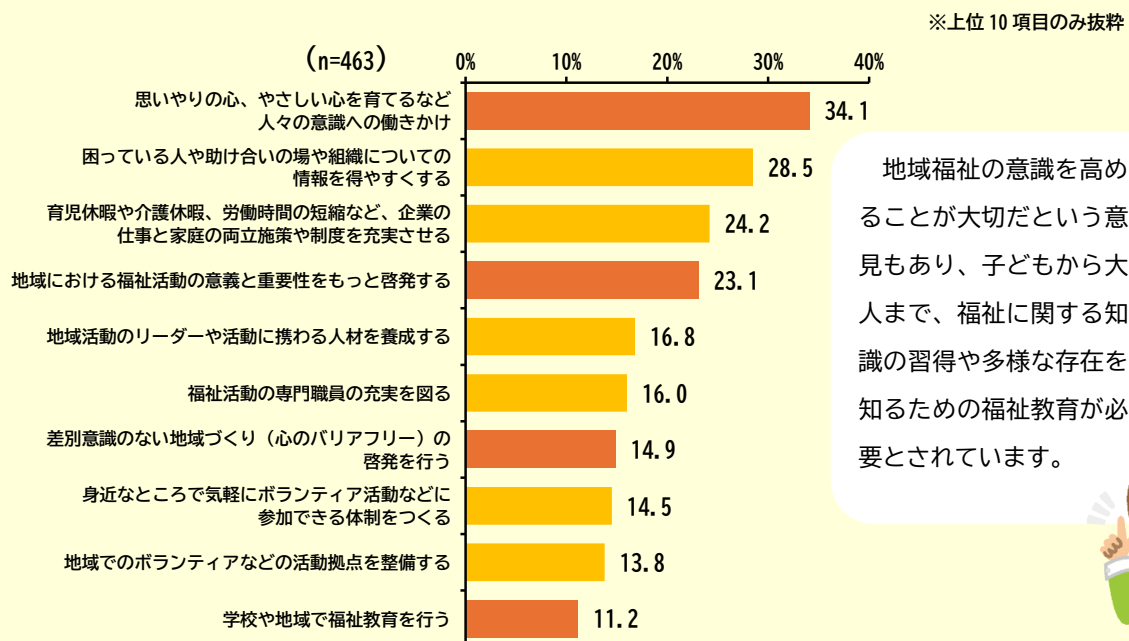
#### 市や市社会 福祉協議会との 連携による地域 包括的な支援と 取り組み

- ★地域に出向いて講座等を実施し、市民が福祉について学ぶ機会をつくります。
- ★小中学校の総合的な学習の時間等を活用し、子どもの頃から思い合う心を育む福祉教育や体験学習を行います。
- ★地域内で実施されたボランティア活動の実践例の紹介や、ボランティア活動の意義について広報し、参加意識の向上を図ります。
- ★介護予防サポーター、認知症サポーターを養成します。



### アンケート結果からみた現状と課題

#### ●地域における住民相互の助け合い活動を活発にするために大切だと思うこと（複数回答可）



資料：令和6年度 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

### (3-1) 地域福祉を担う人材・団体の育成

## 3 地域福祉を支える担い手づくり



#### 市民主体の活動への提言

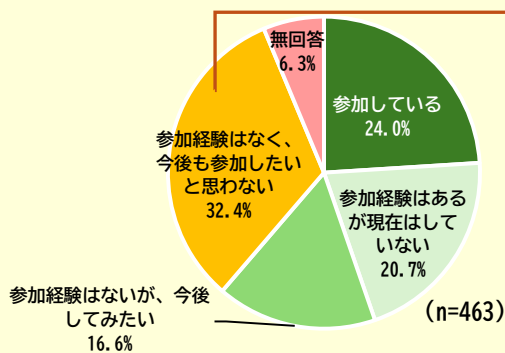
- ★ボランティアやリーダーを養成するための講座や研修会に積極的に参加しましょう。
- ★隣近所や自治会の単位で、地域の担い手を育てましょう。
- ★自分の知識や技術、経験、自由な時間を地域の中で活かしましょう。
- ★ボランティア団体やNPO法人等は、活動内容や参加する方法について積極的に情報発信しましょう。
- ★あらゆる世代が興味を持てるような、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。

#### 市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

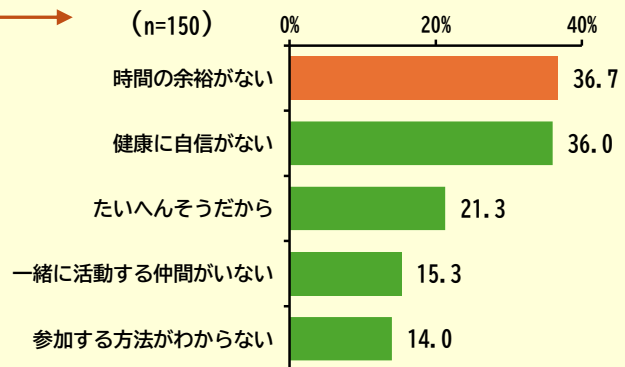
- ★ボランティア活動の情報提供や啓発に努め、活動の普及や参加者の増加と担い手の発掘につなげます。
- ★小学校・中学校・高等学校・大学の学生も地域の一員として、福祉活動への参加を積極的に図ります。
- ★お互いに支え合う仕組みの構築を目指し、サロンなど通いの場などで活躍する福祉人材を養成します。
- ★SNSなど若い世代に届きやすい媒体を有効に活用し、若い世代のボランティアの登録を進め、活躍できる人材の発掘を行います。
- ★民生委員・児童委員、福祉委員の役割のさらなる周知を行います。

### アンケート結果からみた現状と課題

#### ●自治会、高齢者支援等のボランティア・NPO活動への現在の参加状況（○は1つ）



#### ●参加していない理由（複数選択可）



ボランティアやNPO活動への参加率は低く、理由は「時間の余裕がない」人が多くなっています。これまでボランティア活動に参加したことのない人や、地域福祉に関心の低い若い世代にも、ボランティアの情報が届くよう、情報発信の手法を工夫するなど、多くの人に少しずつ協力してもらうことが重要です。

資料：令和6年度 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

## (4-1) 安心して生活ができる体制づくり

### 4 地域の生活を 支える 体制づくり



#### 市民主体の 活動への 提言

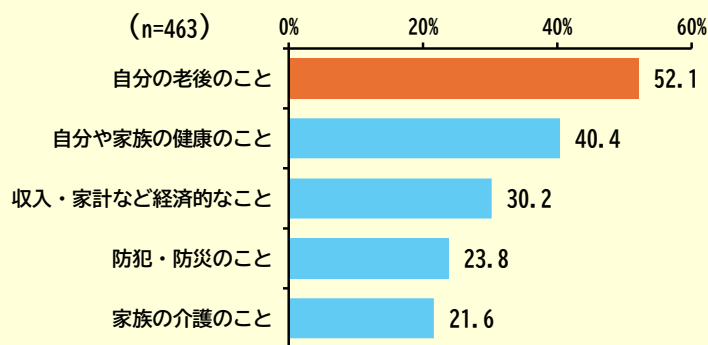
- ★ 広報紙や社協だより、ホームページ、自治会の回覧板やチラシ等で各種相談に関する情報を得るようにしましょう。
- ★ 民生委員・児童委員や自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応しましょう。
- ★ 各種講座や研修会等を積極的に受講することにより、自治会内で相談を受けてくれる人材を育成しましょう。

#### 市や市社会 福祉協議会との 連携による地域 包括的な支援と 取り組み

- ★ 福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき、適切な対応ができるよう市の相談支援体制の充実に努めます。
- ★ 地域の身近な相談相手としての民生委員・児童委員、福祉委員が、様々な相談に応じられるよう支援します。
- ★ 相談体制の充実・強化により、高齢者、障がい者、児童の虐待防止及び配偶者等からの暴力防止に努めます。
- ★ 社会福祉施設等における苦情処理窓口の周知並びに充実に図るとともに、気軽に相談できる体制を構築します。
- ★ 地域包括支援センター等での相談の充実に図ります。
- ★ 障がいを理由とした差別の解消や、合理的配慮の提供等に関する相談に応じられるよう相談体制の充実に努めます。
- ★ 子ども・子育てに関する相談体制の充実・強化を図ります。

## アンケート結果からみた現状と課題

● 日常生活で困っていることや悩み・不安の内容（複数回答可） ※上位5項目のみ抜粋



日常生活における悩みでは、「自分の老後のこと」が5割を超えて高くなっています。老後の資金面の相談など、専門的な相談機関や相談窓口の周知・啓発等が必要です。本市では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市や社会福祉協議会が連携して取り組んでいます。

資料：令和6年度 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

## (4-2) 適切なサービスを利用できる体制づくり



### 市民主体の活動への提言

- ★市のメール配信サービスに登録し、積極的に利用しましょう。
- ★インターネットやSNSを活用した情報に興味を持ちましょう。
- ★広報紙や回覧板等から積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- ★身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政等につなげ、適切なサービス利用につなげましょう。
- ★買い物等で困っている人がいたら、隣近所同士で協力しあいましょう。

### 市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★広報紙や社協だより、ホームページ等を活用し、市民が情報を入手しやすい伝達手段により情報を提供します。
- ★社会福祉協議会の地域支援を通じて、各地域の身近な課題の把握に努め、地域問題の解決に向けた支援に役立てます。
- ★高齢者や障がいのある人に配慮した広報紙、各種パンフレット等の発行や、インターネットへの情報提供を充実し、情報のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ★高齢者、障がい者、妊婦等の外出ニーズを把握して、移動に支援が必要な人の通院や買い物、社会参加等のための外出支援サービスについて検討します。
- ★地域福祉活動の推進に必要な行政情報の提供は、個人のプライバシーに配慮したうえで関係者への提供を行います。



## (4-3) 人権尊重と権利擁護の推進

### 市民主体の活動への提言

- ★福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- ★日頃から相談できる人をつくっておき、子育てで悩んだり、気になることがあれば、小さなことでも相談しましょう。また、解決できない場合は、気軽に専門の関係機関に相談しましょう。
- ★障がいを理由とする不当な差別や合理的配慮の提供等の相談に適切に対応しましょう。

### 市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★成年後見制度や日常生活自立支援事業の一層の周知に努めます。
- ★市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- ★認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人や保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理や身上保護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう法人成年後見事業を実施します。
- ★日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。

## (4-4) 災害時の支援体制づくり

### 市民主体の活動への提言

- ★自主防災組織や防災活動に積極的に参加しましょう。
- ★隣近所における支援が必要な人の把握に努めましょう。
- ★近隣住民で避難行動要支援者がいたら、支援者として登録をしましょう。
- ★家具の転倒を防止するなど平常時からの対策や非常持出し品等災害時に避難できる準備を行いましょう。
- ★家の耐震化やブロック塀の安全対策を行いましょう。
- ★ハザードマップ等を通じ、災害時等の危険性を事前に把握しましょう。
- ★住まいの近くの危険箇所、避難場所を把握しましょう。
- ★携帯電話やスマートフォン、パソコンに、気象警報・注意報や土砂災害警戒情報等、市が発令する避難勧告等の情報等をメールで配信する「防災情報メール」の登録を進めましょう。

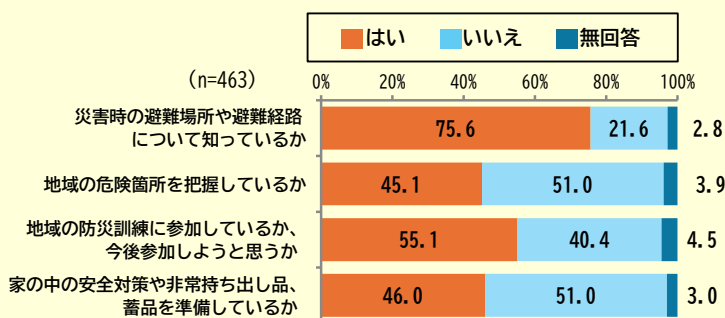


### 市や市社会福祉協議会との連携による地域包括的な支援と取り組み

- ★防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。
- ★地域で行う防災訓練、講習会の支援及び自主防災組織や災害ボランティアの育成・指導を行い、地域防災力を高めます。
- ★避難行動要支援者名簿の登録を推進し、登載者を把握するとともに、地域での災害時の見守りについて推進・啓発します。
- ★地域防災計画を定期的に見直し、更新した情報を市民に公表します。
- ★防災訓練時に災害時に支援が必要な人の参加を促し、実効性の高い訓練の実施を図ります。

## アンケート結果からみた現状と課題

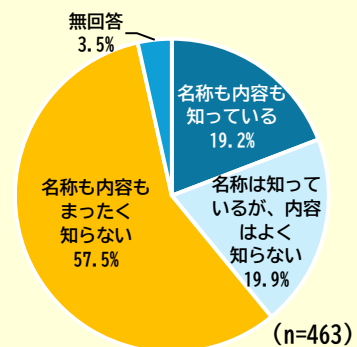
### ●防災に対する日ごろからの取り組みや災害等の緊急時の対応について（各設問〇は1つ）



緊急時の対応について、危険箇所を把握や、家の中の安全対策や準備について「はい」の割合が5割以下となっているため、これらの啓発体制の強化が必要です。



### ●『避難行動要支援者登録制度』についての認知度（〇は1つ）



### 『避難行動要支援者登録制度』とは？

高齢者や障がい者など、災害時に助けを必要とする人（要支援者）の情報を事前に登録しておくことにより、自治会・自主防災組織・民生委員・児童委員などがその情報を保有し、互助や共助によって災害時の避難などの支援を行う仕組みです。

資料：令和6年度 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

## (4-5) 地域における防犯・安全対策の推進

みんなで作ろう安心の町

防犯パトロール中



市民主体の  
活動への  
提言

- ★ボランティアと連携して、小学生の登下校時の見守りをしましょう。
- ★校区の実情にあわせて「こどもSOS」の看板を設置しましょう。
- ★公園の遊具や設備等に破損や故障を見つけたら、管理者に連絡しましょう。

市や市社会  
福祉協議会との  
連携による地域  
包括的な支援と  
取り組み

- ★自治会等からの要望に基づき防犯灯を設置します。
- ★子どもの通学路で危険な場所を減らすよう努めます。
- ★各保育所や小中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
- ★見守りボランティアによる防犯活動を推進します。
- ★高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないよう、消費者教育を推進します。



## (4-6) 困難を抱えた人への支援

市民主体の  
活動への  
提言

- ★虐待や暴力等が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等に相談・通報しましょう。
- ★見守り活動等を通じて、地域においてサービスの利用に結びついていない要支援者の把握に努めましょう。
- ★自らの不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。



市や市社会  
福祉協議会との  
連携による地域  
包括的な支援と  
取り組み

- ★生活困窮者自立支援制度において、地域における生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、地域で孤立する人がいない地域づくりを進めます。
- ★高齢者、障がい者、児童への虐待、暴力、差別等や、配偶者等からの暴力に関する市民への啓発活動を行います。
- ★身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ、ゲートキーパーの役割を果たせる人を増やすなど、自殺を未然に防ぐことができる地域づくりを進めます。
- ★罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるよう、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。
- ★教育・福祉・介護等の関係機関と連携を強化し、引きこもりや閉じこもり、ヤングケアラーなど、困難を抱えた人の早期発見・把握に努めるとともに、適切な支援につなげます。

# 東かがわ市成年後見制度利用促進基本計画

## 1 基本計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、認知症高齢者等の数と比較すると著しく少ない状況です。このような状況を踏まえ、本計画で成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進していきます。

## 2 計画の推進

成年後見制度が必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画に沿って、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の体制整備を関係機関と連携して行います。

### 具体的施策

- ★成年後見制度の周知啓発
- ★相談に対応する体制整備
- ★成年後見制度の利用促進
- ★後見人等への支援

# 東かがわ市再犯防止推進計画

## 1 計画策定の背景及び目的


犯罪や非行をした人の中には、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき「東かがわ市再犯防止推進計画」を包含策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

## 2 計画の推進

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるよう、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。

### 具体的施策

- ★再犯防止に対する理解の促進と関係機関との連携強化
- ★保健医療・福祉サービス等支援施策の活用促進
- ★生活基盤にかかる支援



東かがわ市地域福祉計画～絆プラン～  
【第5期計画】（令和7年度～令和11年度）概要版

◆発行年月 令和7年3月

◆発行 東かがわ市 市民部 福祉課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

電話 0879-26-1228 FAX 0879-26-1338